

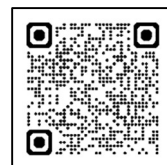
職業紹介事業報告の提出方法等について

※実績がない場合も提出が必要です。

(この郵便は令和8年2月末時点のデータにより送付しているため、住所変更届提出済みにもかかわらず旧住所となっている場合、到着時点で既に廃止届と事業報告書を提出済みである場合等がありますが、ご容赦ください。)

1 提出書類

- (1) 職業紹介事業報告書(様式第8号) 3部
※徳島労働局または厚生労働省ホームページ掲載の**最新様式**をご利用ください。
※事業所ごとに作成してください。



厚生労働省 HP

【報告対象期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、次の場合は報告対象期間が異なります。

- ① 許可年月日または事業所新設日が令和7年4月2日以降～令和8年3月31日の場合
→ **許可年月日または事業所新設日～令和8年3月31日**
- ② 令和7年度中に事業所を廃止した事業所の場合
→ **令和7年4月1日～廃止日**
(廃止届と事業報告書をすでに提出済の場合は、提出不要です。万が一、廃止届を未提出の場合は、あわせて廃止届の提出をお願いいたします。)

(2) 郵送対応の場合、返信用封筒(レターパックまたは封筒(送付先住所記載、切手を必ず貼付))

2 提出期間 令和8年4月1日～令和8年4月30日

3 提出方法 来局、郵送(e-Govによる電子申請も可)
※郵送事故防止のためレターパック等追跡可能なものでお願いいたします。
※事業主控えの返送までに数か月かかる場合があります。ご了承ください。

4 提出先及び問合せ先 徳島労働局職業安定部 需給調整事業室

(1) 提出先 〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4F

(2) 電話番号 088-611-5386

※電子申請の方法については、e-Govホームページ(<https://www.e-gov.go.jp>)をご参照ください。

●徳島労働局ホームページ掲載様式のご案内●

入力補助付きエクセルシートを掲載しています。報告書作成時間の短縮にもつながりますので、ぜひご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/>

[hourei_seido_tetsuzuki/yuryou_muryou_shokugyou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/yuryou_muryou_shokugyou.html)

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 有料無料職業紹介事業関係 > 職業紹介事業報告書

